

覺

月六未
○皆洲目録書後

定式引續白

一取米拾石七斗四升

凶地分年屯

比米或指七條下三斗三升

作酒穿入

米代令八斗或分或升

酒或分或升

但相備兩

米七斗

結

外金納

其成山初成

合

一食或兩或分

應七斗或指分

覚

同六末年皆済目錄書拔

定式引残而

一取米拾石七斗四升

凶作二付半毛

此米貳拾七俵ト壹ト三升

但し四斗入

米代金八両貳分貳朱ト

總五百貳拾五文

但し 相場両二 米壹石貳斗

替

錢七貫文

外二金納

夏成小物成共

合

〆金貳両貳分ト

總七百貳拾五文なり

覚
おぼえ

▼ (1) 年貢関係の計算

文政六末年（一八二三）領主が村に発行する年貢完済証明書の書き抜き
定式を引き残りて

≫ 【年貢を金銭に換算】

一領主の取分 米拾石七斗四升 凶作につき半分の作柄 … ①

この米俵 米二拾七俵ト一斗三升 但し四斗入俵

換金 米代金八両二分二朱ト 鋳（鉄の一文銭）五二五文

但し換算相場、金一両につき、米一石二斗

金一両につき、銭七貫文

≫ 【夏成金（夏に先納金として納める年貢）と

小物成金（山野河海の租税）】

この他に金納する分

夏成と小物成ともに

合々 金二両二分ト 鋳七二五文なり … ②